

令和4年度 第2回 大和郡山市入札監視委員会議事概要書

| | | | |
|----------------------|--|--|----|
| 開催日及び場所 | 令和4年10月26日（水） 市役所308会議室 | | |
| 出席者 | 委員 藏田芳樹、飯島敬子、松山猛 事務局 都市建設部長（東田）、入札検査課長（森） 課長補佐兼入札係長（西尾） 課長補佐兼検査係長（東浦） 入札係（森） | | |
| 審議対象期間 | 令和4年4月1日～令和4年6月30日 | | |
| 抽出案件 | 総件数 5件 | （備考） 期間内入札等件数 一般競争入札 34件 指名競争入札 5件 随意契約 22件 | |
| 一般競争入札 | 3件 | | |
| 指名競争入札 | 1件 | | |
| 随意契約 | 1件 | | |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 意見・質問 | | 回答 |
| | 別紙のとおり | | |
| 委員会による意見具申又は勧告の内容 | 特になし | | |

| 質 問 | 回 答 |
|--|--|
| <p>(1) 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について (2) 抽出案件の参加資格設定理由及び指名・選定理由について</p> <p>事務局より報告を行いました。</p> | |
| <p>●抽出案件No.1（大和郡山市総合公園施設内電気設備改修工事：一般競争入札）について、本件と同種の工事No.2も共に対象業者は4者いますが、いずれも参加業者が1者のみである理由を教えてください。</p> <p>経営事項審査の総合評定値が750点以上の理由を教えてください。</p> <p>●抽出案件No.3（大和郡山市消防団第六分団庫ホース乾燥柱設置工事：一般競争入札）について、対象業者数15者に対し参加業者1者である理由を教えてください。</p> <p>●抽出案件No.3.2（配水管布設替工事 城の台町（第1工区）：一般競争入札）について同種工事であるNo.3.1と比べ落札率が4.5%高く、また入札金額も全てばらついているが、工種の難易度等その理由を教えてください。</p> <p>●抽出案件No.3.9（市立郡山南小学校（渡り廊下棟・昇降口棟）・矢田小学校（昇降口棟）耐震設計業務委託：指名競争入札）について指名業者数に対し、辞退者数が63%とかなり多い理由を教えてください。</p> <p>業者を指名する前に技術者を配置できないということを事前に把握できないのですか。</p> <p>●抽出案件No.5.8（城廻り線アンダーパス工事に伴う下水道管整備工事：随意契約）について、同一ジョイントベンチャー受託案件で、施工・技術面での情報共有化は出来ているはずであり、想定落札率が100%に対する交渉余地は無かったのですか？</p> | <p>技術者の確保が困難、もしくは業者の積算金額があわなかったのかもしれない。</p> <p>電気工事は格付を行っていないため、市建設工事等競争入札発注における建築一式の発注基準及び格付基準を準用します。その結果、Bランク相当に該当し、Bランクの経営事項審査の総合評定値が750点以上になるためです。</p> <p>建築一式 Eランクの業者が対象の入札で、小さな工務店も含まれています。予定価格と最低制限価格を公表していますので、入札に参加しなかった業者は、工事費の積算の結果、入札参加のメリットがなかったと推察されます。</p> <p>過去の落札率をみてみますと、No.3.2の工種管の平均落札率は約95%、No.3.1の工種水道施設は約89%で6%ほどの差で推移しており妥当と思われます。入札金額のばらつきは業者の積算によるもので、工種の難易度は変わりません。</p> <p>9者が辞退で、技術者を配置出来ないことが主な理由です。3者が未着です。</p> <p>当市の入札案件だけではないので、どのような案件を抱えているのか全件を把握することは難しいと思われます。</p> <p>奈良県が「都市計画道路城廻り線 近鉄橿原線九条第9号踏切道立体交差工事」を進めており、近鉄軌道敷内の工事請負者である（株）奥村組・（株）浅沼組共同企業体と随意契約をするにあたり、本体工事の工期等が決まっているなかで、値引き交渉は難しかったのではと考えられます。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(3) 入札参加停止措置の運用状況について</p> <p>事務局より報告を行いました。</p> | |
| <p>No. 1・2とNo. 3・4の違いを教えてください。</p> | <p>いずれの事故も労働安全衛生法に違反し工事関係者に死亡者を発生させたものでありますが、No. 3・4は必要な安全措置を講じていなかったため労働安全衛生法違反で同事業者に対し書類送検を行うなど、事故の程度が重大であったため、No. 1・2より停止期間が1カ月長くなっています。</p> |
| <p>(4) 案件抽出委員（当番委員）の指名について</p> <p>次回の案件抽出委員は、松山委員に決定しました。</p> | |
| <p>(5) その他</p> | |
| <p>特になし</p> | |
| <p>(6) 次回開催日について</p> <p>次回開催は令和5年1月20日（予定）に開催することに決定しました。</p> | |